

笑顔あふれ安らぎに満ちたまちづくり 「豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」

を策定しました

市では、高齢者に対する介護予防、生活支援、生きがい対策、健康保持などの保健・福祉サービスを総合的、計画的に進めるとともに、介護保険サービスの提供体制の確保など介護保険事業の円滑な運営を図るため、「豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。

その概要をお知らせします。
《問合せ》 介護保険課 ☎ 2412401



計画策定の趣旨

本計画は、「豊岡市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」(計画期間…平成18(2006)年度策定時に設定した「平成27年の高齢者介護のあるべき姿」を念頭に、その目標に向け、前計画の基本理念および基本目標を引き継ぎながら、老人福祉計画および介護保険事業計画の一体的な見直しを行ったものです。

現状

介護保険制度は、平成12年の創設以来、さまざまな介護保険サービスの提供基盤が整備され、現在では高齢者とそ

の家族を支える大切な制度として着実に浸透しています。また、平成27年にはいわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、身体機能の低下や認知症などで介護や支援を必要とする方の増加が見込まれます。

策定の経過

策定に当たっては、老人福祉・介護保険事業に対するアンケート調査を行い、保健・福祉・医療の関係者、サービスマネージャー、公募委員などで構成する計画策定委員会を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後3年間の取組方針を定めた計画の報告を受けました。その後、パブリックコメント(意見公募)を実施し、計画をまとめました。

計画期間

平成24(2012)年度(3年間)

基本理念

笑顔あふれ安らぎに満ちたまちづくり

【基本目標・重点施策】

| 基本目標 | 重点施策 | 内容 |
|-------------------|-----------------|--|
| 高齢者がいきいき暮らせるまちづくり | 地域で支え合うまちづくり | 地域の見守り・支え合い体制の構築、地域福祉ネットワーク体制の充実等 |
| | 社会参加のまちづくり | 老人クラブへの支援、高齢者大学・高齢者教室の受講者への支援等 |
| | 高齢者が生活しやすいまちづくり | バリアフリー仕様の公営住宅の整備、高齢者の虐待防止、認知症施策の推進等 |
| | 安全で快適な生活環境づくり | 外出支援サービス助成事業、軽度生活援助事業、緊急通報システム整備事業等 |
| 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり | 介護予防事業の推進 | 通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、健康教室、健康相談、運動教室等 |
| | 包括的支援事業の推進 | 介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業等 |
| | 高齢者施策(任意事業)の推進 | 家族介護教室、家族介護用品支給事業、食の自立支援事業、在宅リハビリ訪問等 |
| | 保健・福祉・医療の連携 | 地域包括ケア連携体制の確立、保健福祉サービスと医療の連携等 |
| 高齢者が安心して暮らせるまちづくり | 介護保険サービスの充実 | 居宅サービス、地域密着型サービス、介護保険施設サービス等 |
| | 地域包括支援センターの機能強化 | 介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援・権利擁護事業・認知症対策関連施策の推進等 |
| | 第1号被保険者の保険料の確保 | 介護保険事業の費用見込、介護保険料の推計、介護保険料の収納確保等 |
| | 介護保険制度の円滑な推進 | サービスに関する情報提供、公平で適正な要介護認定や給付管理等 |

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する

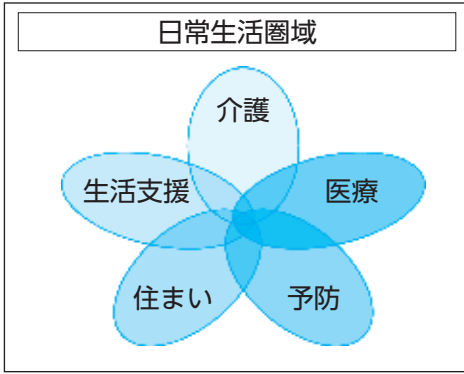


「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

■取組み

- ① 医療との連携強化
- ② 介護サービスの充実強化
- ③ 予防の推進
- ④ 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備
- ⑤ 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

■連携イメージ図



介護保険料(65歳以上の方)の改定
基準額(月額)4830円

介護保険料は、介護保険サービスや介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

第5期(平成24~26年度)の介護保険料基準額は、年額5万7960円(前期4万6080円)、月額4830円(前期3840円)です。

これは、県内41市町中低い方から18番目です。

今期から、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を従来の6段階から10段階に変更します。

所得等による各段階の額は下表のとおりです。

増額の主な要因

① 要介護認定率の上昇
認定率(65歳以上の人口に占める認定者数の割合)が、前期よりも2.13ポイント増の18.35パーセントとなることにより、認定者数が約1600人増加する見込みです。

② 介護報酬の増額改定
介護報酬が見直され、前期より0.7パーセント増額になります。

③ 保険料負担率の上昇
財政構成に占める65歳以上の方の保険料負担率が、前期よりも1ポイント上昇し21パーセントになります。

④ サービス基盤の追加整備
小規模特別養護老人ホーム(29床)、短期入所生活介護(30床)、小規模多機能型居宅介護(25人)、認知症対応型共同生活介護(20人)、特定施設入居者生活介護(49人)等を追加整備します。

軽減のための対応
介護保険料を軽減するため、介護保険給付費準備基金5100万円を取り崩すとともに、県の財政安定化基金取崩交付額約5千万円を充てます。

平成24年度
介護保険料の納入通知
介護保険料は、7月に納入通知書等でお知らせしますの
で、確認してください。

計画の詳細は、市ホームページで公開しています。

介護保険料は、介護保険サービスや介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。第5期(平成24~26年度)の介護保険料基準額は、年額5万7960円(前期4万6080円)、月額4830円(前期3840円)です。これは、県内41市町中低い方から18番目です。今期から、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を従来の6段階から10段階に変更します。所得等による各段階の額は下表のとおりです。

介護保険料を軽減するため、介護保険給付費準備基金5100万円を取り崩すとともに、県の財政安定化基金取崩交付額約5千万円を充てます。

平成24年度
介護保険料の納入通知
介護保険料は、7月に納入通知書等でお知らせしますの
で、確認してください。

計画の詳細は、市ホームページで公開しています。

【第5期(平成24~26年度)介護保険料(65歳以上の方)】

(単位:円)

| 段階 | 所得等区分 | | 割合 | 年額保険料(月額) |
|----|---------------------------------|---------------------------------------|----------|--------------------|
| 1 | ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 | | 基準額×0.5 | 28,980 (2,415) |
| 2 | 住民税本人非課税世帯 | 合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.5 | 28,980 (2,415) |
| 3 | | 合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方 | 基準額×0.7 | 40,572 (3,381) |
| 4 | | 合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える方 | 基準額×0.75 | 43,470 (3,623) |
| 5 | | 合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.95 | 55,062 (4,589) |
| 6 | 住民税課税世帯 | 合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方 | 基準額×1.0 | 57,960 (4,830) |
| 7 | 住民税本人課税 | 合計所得金額が190万円未満の方 | 基準額×1.25 | 72,450 (6,038) |
| 8 | | 合計所得金額が190万円以上、400万円未満の方 | 基準額×1.5 | 86,940 (7,245) |
| 9 | | 合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方 | 基準額×1.7 | 98,532 (8,211) |
| 10 | | 合計所得金額が600万円以上の方 | 基準額×1.75 | 101,430 (8,453) |

※第6段階(網掛け部分)は基準額です。